

平成27年労第359号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、研磨機械のオペレーターとして、バルブ製品の研磨業務に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月頃に、上司から「持ち場を離れ過ぎる」と注意を受け、同年〇月〇日には代表取締役から仕事中に居眠りをしていたことにより叱責され始末書を書くよう求められ、同年〇月下旬頃からは職場で監視を受けるようになり、これらのことが重なって精神的に不安定になっていったという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、C診療所に受診し「急性ストレス障害」と診断され、平成〇年〇月には「適応障害」の診断名に改められた。

請求人は、精神障害を発病したのは上司による不当ないじめ及び嫌がらせが原因であり、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分（以下「前回処分」という。）をした。

請求人は、前回処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求を経て再審査請求（平成27年労第123号事件）に及んだが、当審査会は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却（以下「前回裁決」という。）した。

今般、請求人は、前回処分時と同一の請求理由にて、監督署長に対し、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間の休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の付加的判断

当審査会では、前回裁決において、「請求人の評価期間中の業務による心理的負荷のあった出来事は『上司とのトラブルがあった』1つであり、その総合評価は『弱』であることから、全体評価としても『弱』である」と判断し、「請求人に発病した精神障害は、業務上の事由によるものであるとは認められない」と判断したところである。

請求人は、本件再審査請求に当たり、新たな証拠提出を行っておらず（再審査請求書に添付された平成〇年〇月〇日付請求人作成の陳述書は、既に前回処分の審査請求時に提出されたものである。）、また、特に精神障害が悪化したとの主張もないことから、当審査会としては、前回裁決の判断を変更する事情はなく、請求人に発病した精神障害は、業務上の事由によるものとは認められないと判断する。

3 以上のとおりであるから、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものであるとは認められず、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。